

## 浜松市子ども中山間地域交流事業教育専門アドバイザー設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、都市部の小学生等が中山間地域を訪問し、地域住民や生活、文化に触れ、相互の交流を主体とした日帰り体験活動又は1泊2日程度の宿泊体験活動を実施する、浜松市子ども中山間地域交流事業(以下「事業」という。)において、事業の促進に資するため、浜松市子ども中山間地域交流事業教育専門アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)の設置及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 市長は、事業に参加する小中学校等が、学校教育活動の一環として活動を実施する上で、安全な実施体制と充実した内容になるよう、アドバイザーを設置する。アドバイザーは、長年の教育現場で得られた知見を活かした、専門的視点からの事業への助言及び技術的な支援の役割を担う者とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コーディネーター 事業において、都市部小学校等と受入地域をつなぐコーディネート機能や支援体制を構築し、体験活動の実施運営を行う業務を、浜松市から委託された者をいう。
- (2) 体験プログラム 体験活動の実施計画表
- (3) 送り手 事業に参加する都市部小中学校等
- (4) 受け手 体験活動を受け入れる、中山間地域の施設の運営者、コミュニティ、組織等

### (アドバイザーの要件)

第4条 アドバイザーは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 小中学校での教職員経験があり、小中学生の体験活動に精通している者
- (2) 第5条に掲げる活動を務めることが可能な者

### (アドバイザーの活動)

第5条 アドバイザーは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) コーディネーター、送り手、受け手、市が参加する会議における助言
- (2) 体験プログラムの作成における助言及び技術的な支援
- (3) 本事業を実施するために作成する資料における助言

- (4) 受け手の安全管理体制における助言
  - (5) 活動で得た情報の市の求めに応じた報告
  - (6) 体験活動への参加及び事業運営におけるコーディネーターへの助言及び技術的支援
  - (7) 事業実施における改善点の市への助言
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項
- 2 前項第8号の活動については、アドバイザーと市民協働・地域政策課が協議のうえ実施する。
  - 3 活動対象地域は、浜松市内とする。
  - 4 アドバイザーは第1項に該当する活動をしたときは、月単位の活動報告書（様式1）を作成し、活動の翌月5日までに市へ提出する。

（アドバイザーの委嘱）

第6条 市長は、第4条の要件に基づきアドバイザーを委嘱する。

- 2 アドバイザーの委嘱期間は、一会計年度内において必要な期間とする。

（アドバイザーの身分等）

第7条 アドバイザーは、浜松市職員の身分を有さない。

- 2 アドバイザーは、活動の実施にあたって、本要綱の定めるところにより行動しなければならない。
- 3 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合には、委嘱を取り消すことができる。
  - (1) 本人からアドバイザーを辞退したい旨の申出があり、やむを得ないと認められる場合
  - (2) 傷病、事故等により、活動の継続ができなくなった場合
  - (3) 第4条に規定するアドバイザーの要件を満たしていないと認められる場合
  - (4) 法令若しくはアドバイザーの義務に違反し、または活動を怠ったことが認められる場合

（秘密の保持）

第8条 アドバイザーは、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱期間が終了した後も、同様とする。

（市の役割）

第9条 市は、アドバイザーの活動が円滑に実施できるように、次に掲げることを行うとともに活動に必要と認められる経費を負担する。

- (1) アドバイザーの選考、委嘱及び報償費の支給
- (2) アドバイザー、コーディネーター、送り手、受け手間の連絡調整

- (3) アドバイザーからの要請に基づく関係者との連絡調整
- (4) アドバイザーの活動に関する傷害保険及び賠償責任保険の加入
- (5) 体験活動に必要な経費支援
- (6) その他アドバイザーの円滑な活動に必要な支援

(アドバイザーの報償費)

第10条 市は、前条に基づきアドバイザーに対し報償費を支払うものとし、その額及び支給方法は次のとおりとする。

- (1) 報償費は日額8,800円とする。(交通費を含む。)
- (2) 報償費の支給日は、原則として活動月の翌月20日とする。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。
- (3) 市長は、災害その他特別の事情により必要と認める場合には、前号に規定する支給日を変更することができる。
- (4) 報償費の計算期間は、月の1日から末日までとし、第2号に定める報償費の支給日にその全額を支給する。
- (5) 報償費の計算に必要な活動の日数については、第5条第4項に規定する活動報告書により確認する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

